

国立病院機構岩国医療センターとの

院外処方箋の疑義照会一部不要の合意に関する Q&A

Q：合意するとどんなことを疑義照会せずに調剤変更できるようになるんですか？

A：患者様の同意が得られれば、合意書に記載された内容については疑義照会なしで調剤変更できるようになります。

★同銘柄での「剤型」変更の例

【処方された薬剤】トラマールカプセル25mg（38.6円/Cap）

【代替調剤可能な薬剤】トラマールOD錠25mg（38.6円/錠）

【処方された薬剤】ラックビー微粒N（6.2円/g）

【代替調剤可能な薬剤】ラックビー錠（6.1円/錠）

※先発品から先発品への変更については目的とする剤型の後発品がない薬剤のみを対象とし、薬価が高くない範囲で行ってください

★同銘柄での「規格」変更の例

【処方された薬剤】セララ錠25mg 2錠（95.4円）

【代替調剤可能な薬剤】セララ錠50mg 1錠（91円）

※先発品から先発品への変更については目的とする規格の後発品がない薬剤のみを対象とし、薬価が高くない範囲で行ってください

★外用薬について総量が変わらない範囲での「包装規格」変更の例

【処方された薬剤】カトレップパップ70mg 7枚入り 5袋（889円）

【代替調剤可能な薬剤】カトレップパップ70mg 5枚入り 7袋（889円）

※患者負担が高くない範囲で行ってください

Q：合意書の内容についてはどの薬局でも疑義照会不要になるのですか？

A：いいえ。合意契約を締結された保険薬局だけです。合意を締結した保険薬局には国立病院機構岩国医療センターより合意書と証明印が配布されています。合意をされていない保険薬局は合意書の内容であっても必ず疑義照会をお願いします。

Q：合意書の内容が変更されることがあるのですか？

A：診療報酬の改定などで合意書の改定が必要となった場合や、合意が撤回される場合については覚書にて合意書の内容を変更いたします。その際には、代理の岩国薬剤師会と国立病院機構岩国医療センターで覚書をかわします。

Q：変更調剤の報告は必要ですか？

A：はい。後発品への変更と同様に変更調剤報告をお願いします。

Q：いただいた証明印が壊れてしまったのですがどうしたらいいですか？

A：申し訳ございませんが各保険薬局で修繕をお願いします。インクの補充・交換についても各保険薬局で対応をお願いします。

※参考情報：証明印は河本水晶堂(電話：0827-21-7555)より購入してあります

Q：証明印を紛失したのですがどうしたらいいですか？

A：国立病院機構岩国医療センターより再交付いたしますが、作成費についてはご負担をお願いします。

Q：合意書を紛失したのですがどうしたらいいですか？

A：合意書の再作成はいたしません。紛失しないように大切に保管してください。もしも紛失した場合は、国立病院機構岩国医療センター保管分の複写をお渡しして保管してもらうことになります。